報告事項ア－３

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

１　権限移譲に係る法整備の状況

平成29年12月26日　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針閣議決定

平成30年 3月 9日　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第8次地方分権一括法案）閣議決定

※幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型，保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲する案が示される。

平成30年 6月27日　第8次地方分権一括法公布

平成31年 4月 1日　就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法の一部改正・施行

２　条例制定の背景

第8次地方分権一括法の施行によって認定こども園法等が改正され，平成31年4月1日より，中核市に次の事務・権限が移譲されることとなりました。

・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型，保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限

・認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限

以上の権限移譲事務を実施していくに当たり，今年度中に，必要な基準を定めた条例を制定しなければならないところです。

類　型	本市施設数	説　　明	法的性格	設置主体	認可・認定権者
幼保連携型	14	幼稚園機能と保育所機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として，幼保連携型認定こども園の認定基準を満たすことで，認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校かつ児童福祉施設 学校（認定こども園法） 児童福祉施設（児童福祉法）	国・自治体 学校法人 社会福祉法人	都道府県 政令指定都市 中核市
幼稚園型	1	認可を受けた幼稚園が，保育所機能（認可外部分）を備えて，幼稚園型認定こども園の認定基準を満たすことで，認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校（学校教育法） ＋ 保育所機能	国・自治体 学校法人	【現行】 都道府県 政令指定都市 ↓ 【H31.4】 都道府県 政令指定都市 **中核市**
保育所型	14	認可を受けた保育所が，幼稚園機能（認可外部分）を備えて，保育所型認定こども園の認定基準を満たすことで，認定こども園の機能を果たすタイプ。	児童福祉施設 （児童福祉法） ＋ 幼稚園機能	設置主体の制限なし	
地方裁量型	なし	幼稚園機能と保育所機能（ともに認可外）を備えて，地方裁量型認定こども園の認定基準を満たすことで，認定こども園の機能を果たすタイプ。	児童福祉法に基づく施設 （幼稚園機能 ＋保育所機能）		

【基準条例の適用イメージ】

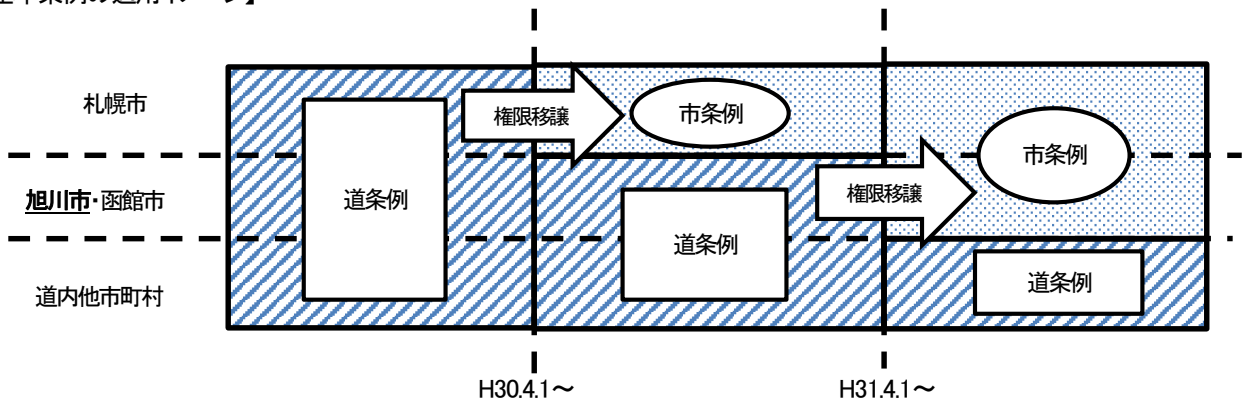

３　条例制定の基本的な考え方

北海道からの権限移譲という点を踏まえ，次の考え方で条例を制定することを検討しています。

（1）既に施行されており，現在本市の当該認定こども園に適用されている北海道の基準条例と同等の内容とすることを基本とする。

（2）本市が既に制定している幼保連携型認定こども園の基準条例との整合性（市独自の上乗せ等）を考慮する。

【本市が定める条例の概念図】

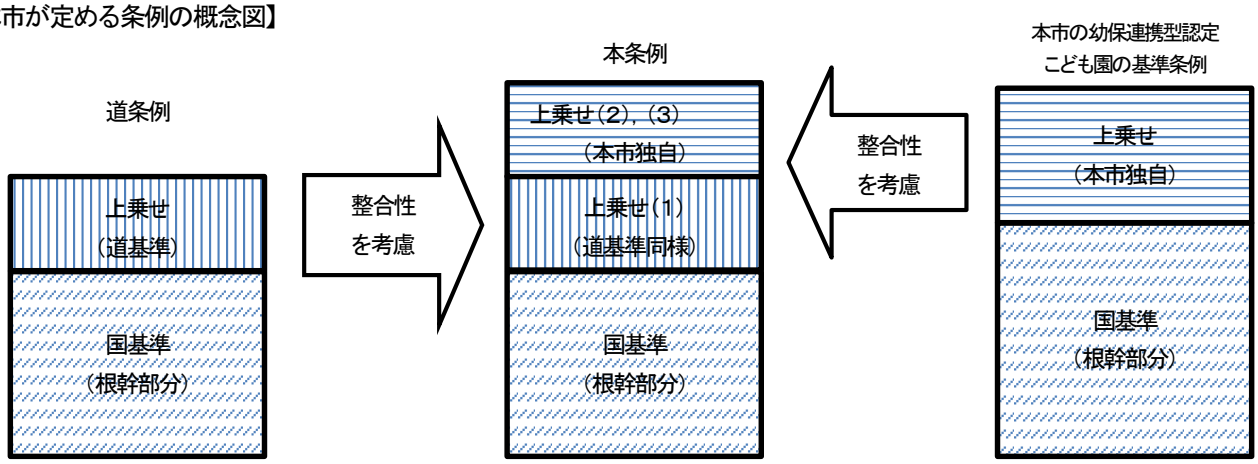

４　国の基準の位置付け

地方自治体は，認定こども園法で定める基準に従い，かつ，主務大臣（国）が定める施設及び運営に関する基準をもとに，地方の実情に応じて個別の基準を条例で定めることになりますが，国が示す基準には，その内容によって次のような条件が付されています。

区　分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なる事項を定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが，当該基準に従う範囲内で，地域の実情に応じた内容を定めることは許容される（国の基準＝最低基準を上回ることが可能。いわゆる上乗せ基準。）。	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば，地域の実情に応じて，異なる内容を定めることは許容される（国の基準＝最低基準を下回ることも上回ることも可能。）。

なお，今回の条例制定に当たり，国が示す基準「認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣，文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」は，認定こども園法第3条第2項に基づき，全て「参酌すべき基準」となります。

５　国の基準と本市条例で定める基準の関係（上乗せ基準事項）

上記3の「条例制定の基本的な考え方」に基づき，国の基準に上乗せを検討している主な事項は，次のとおりです。

また，その他の事項（食事の提供方法や園舎の面積等）については，北海道同様，基本的に国の基準どおりとすることを検討しています。

なお，以下の資料中，根拠法令等の記載について，次のとおり略称を用いています。

・認定こども園法　～　法
・認定こども園法施行規則　～　法施行規則
・旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例　～　保育所基準条例
・旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営の基準に関する条例　～　幼保基準条例
・旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例　～　運営基準条例

（1）北海道の基準と同様に上乗せをする事項

ア　満3歳以上児の保育に従事する者の資格に係る特例
イ　学級担任となる者の資格に係る特例
ウ　園長の資格要件
エ　園舎の面積基準に係る特例の適用を受けられる施設の範囲
オ　保育室又は遊戯室の面積基準に係る特例の適用を受けられる施設の範囲
カ　屋外遊戯場の面積基準に係る特例の適用を受けられる施設の範囲
キ　地方裁量型認定こども園の定員に係る特例

【理由】本市においても，引き続き教育及び保育の質を担保する観点から，北海道と同様の基準を定めることとする。

（2）本市独自で上乗せ（新設）をする事項

ア　認定こども園に備える設備

国基準	道基準	市基準（案）
保育室又は遊戯室，屋外遊戯場，調理室。 なお，満2歳未満の子どもの保育を行う場合は，乳児室又はほふく室。	保育室又は遊戯室，屋外遊戯場，調理室。 なお，満2歳未満の子どもの保育を行う場合は，乳児室又はほふく室。	保育室又は遊戯室，屋外遊戯場，調理室，**便所**。 また，満2歳未満の子どもの保育を行う場合は，乳児室又はほふく室，**医務室（保健室）。**

【理由】 本市では，認可保育所の設備基準において，便所や医務室（満2歳未満の子どもを入所させる場合）も設置を義務づけており，現行の満2歳未満の子どもに係る保育水準を下回らないように基準を上乗せすることとする。

イ　地方裁量型認定こども園等の建物基準

国基準	道基準	市基準（案）
－	－	乳児室等を2階以上に設ける地方裁量型認定こども園又は連携施設を構成する保育機能施設について，避難用の屋外階段を設けること等の基準を独自に定める。

【理由】 本市では，認可保育所や幼保連携型認定こども園の設備基準において，乳児室等を2階以上に設ける場合，避難用の屋外階段を設ける等定めており，現行の保育に係る建物基準を下回らないように基準を独自に定めることとする。

（3）北海道の上乗せ基準に加えて，さらに本市独自で上乗せをする事項

ア　乳児室の面積基準

国基準	道基準	市基準（案）	幼保連携型認定こども園の市の基準（参考）
満2歳未満の子ども1人につき 1.65 ㎡以上。	満2歳未満の子ども1人につき 1.65 ㎡以上。 ただし，乳児室及びほふく室を一つの部屋として設ける場合は，満2歳未満の子ども1人につき 3.30 ㎡以上。	満２歳未満の子どもの内，ほふくしない子ども1人につき 3.30 ㎡以上。	満2歳未満の子どもの内，ほふくしない子ども1人につき 3.30 ㎡以上。

【理由】 本市では，保育所や幼保連携型認定こども園の設備基準において，同様の上乗せをしており，現行の乳児に係る保育水準を下回らないように基準を上乗せすることとする。なお，認可保育所や幼保連携型認定こども園の基準条例同様，平成 31 年度までの経過措置は適用することとする。

※　既存（移行予定）園への影響
1　幼稚園型認定こども園　～　ひまわり幼稚園，大谷さくら幼稚園は，乳児室を 3.30 ㎡以上で整備中のため問題なし。
2　地方裁量型こども園　～　現在なし。今後の新規認定に際して適用していくため問題なし。
3　保育所型認定こども園　～　元々保育所の基準が適用されているため問題なし。